

# あなたの国民年金はなんですか？

国民年金には、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入することになり、次の三種類に分けられます。それぞれの加入や納付などについては次のとおりです。

## 自営業、学生など（20歳以上60歳未満）は、第1号被保険者

**加入** 20歳になったら市役所に届け出してください。

**保険料** 月額1万3,860円を、郵便局や銀行、またコンビニなどで納付します。保険料納付には安心確実な口座振替がおすすめです。また、保険料が割引になるお得な前納制度もあります。詳しくは市民課まで。



こんなときは届出を！

|                      |                |           |
|----------------------|----------------|-----------|
| 会社や役所に就職したとき         | ▶ 第2号被保険者になります | 勤務先へ      |
| 結婚して会社員や公務員の扶養になったとき | ▶ 第3号被保険者になります | 夫(妻)の勤務先へ |

## 会社員・公務員（厚生年金、共済組合に加入している20歳以上65歳未満の人）は、第2号被保険者

**加入** 勤務先で手続きをしますので、本人による届け出は不要です。

**保険料** 給料から天引きされます。

こんなときは届出を！

|   |                |           |
|---|----------------|-----------|
| 職場を退職したとき                                 | ▶ 第1号被保険者になります | 市役所へ      |
| 転職して、別の会社や役所に就職し、厚生年金から共済組合、またはその逆に変わったとき | ▶ 第2号被保険者になります | 勤務先へ      |
| 会社員や公務員と結婚し、扶養になったとき                      | ▶ 第3号被保険者になります | 夫(妻)の勤務先へ |

## 会社員・公務員に扶養されている妻(夫)（20歳以上60歳未満）は、第3号被保険者

**加入** 夫(妻)の勤務先に届け出をしてください。

**保険料** 夫(妻)の加入している制度から拠出されるので、個別に納める必要はありません。

こんなときは届出を！

|   |                |           |
|---|----------------|-----------|
| 年収が130万円以上になったとき／離婚したとき                   | ▶ 第1号被保険者になります | 市役所へ      |
| 会社員・公務員になったとき                             | ▶ 第2号被保険者になります | 勤務先へ      |
| 夫(妻)が会社や役所をやめて自営業等になったとき                  | ▶ 第1号被保険者になります | 市役所へ      |
| 夫(妻)が別の会社や役所に就職し、厚生年金から共済組合、またはその逆に変わったとき | ▶ 第3号被保険者になります | 夫(妻)の勤務先へ |

岡谷社会保険事務所では新規年金受給者の方を対象に説明会を開催します。

11月9日(木) 12月8日(金) 諏訪市文化センター

受付：午後2時～ 説明会：午後2時30分～3時30分 お気軽にご参加ください。

国民年金のお問い合わせは、市民課 年金・市民サービス担当（内線1157）  
または 岡谷社会保険事務所（☎23-3661）

# 明日のあなたを考えて…年金はあなたが主人公

## 《11月は“ねんきん月間”です》

一人ひとりが年金を身近で大切なものとして考え、社会全体で老後の所得を保障する公的年金制度について正しく理解し、自身の老後に果たす年金の役割を知る機会とするために、毎年11月を“ねんきん月間”としています。この機会にあなたの人生をサポートする公的年金について考えてみませんか。

### 老後や「もしも」のときに備えて、国民年金！

誰もが必ず迎える老後を、安心して心豊かに暮らすための支えとなるのが、65歳から受給する老齢基礎年金（国民年金）です。

☆平成18年度の国民年金保険料は1ヶ月13,860円です。

☆平成18年度の国民年金受給額は年額792,100円（満額の方）です。

また、加入期間中の「もしも」のとき…加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給され、死亡したときには、遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

### 国民年金保険料の納付が困難な場合は…

自営業・無職の方は…「保険料免除制度」全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

学生の方は…「学生納付特例制度」夜間・定時制・通信制の学生も対象となります。

30歳未満の方は…「若年者納付猶予制度」がご利用できます。

保険料の支払いが困難な場合は、未納のままにしておかずお気軽に市民課の窓口にご相談ください。未納のままですと、突然の事故や病気で障害になっても、「障害基礎年金」等が受けられない場合があります。

### ☆電話での年金相談は“ねんきんダイヤル”をご利用ください。

年金の手続きやお受け取りに関する相談は、全国どこからかけても市内通話料金でかけられる「ねんきんダイヤル」をご利用ください。

◎年金請求などの年金相談 → 0570-05-1165<sup>いろいろこ</sup>

◎年金を受けている方の年金相談 → 0570-07-1165<sup>いろいろこ</sup>

・受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

電話をおかけになる際は、年金手帳または年金証書などをお手元にご用意ください。

### 年金相談窓口のご案内 岡谷社会保険事務所では年金相談窓口を開設しています。年金のことならどんなことでも、お気軽にご相談ください。

◎通常の相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除きます。）午前8時30分～午後5時15分  
毎週月曜日（休日の場合は翌日の火曜日）午後7時まで時間延長しています。  
毎月第2土曜日 午前9時30分～午後4時

◎国民年金保険料の納付相談・免除申請受付  
通常の相談日のほか、「ねんきん月間」中の11月12日（日）25日（土）26日（日）  
午前8時30分～午後5時15分も開設します。ぜひご利用ください。

◎相談の際には、年金手帳・年金証書・印鑑などをご持参ください。  
開設場所：岡谷社会保険事務所 ☎23-3661（代表）・年金相談専用☎24-4165

# パワーを活かして

## 会環境づくり

共同参画推進市民の会員がお訪ねしました

### 商店街の活性化をめざす『おかみさん会』

中央通り4.5.6.7丁目商店街には、約40軒の女性たちが加入している「中央通りおかみさん会」があります。

商店街は空き店舗も増え、客足も少ないことから、「おかみさん会」ではジャズコンサートや大道芸人を呼んだり、試行錯誤しながら様々な取り組みを試みて誘客に努めています。

そのひとつに学校が休日の土曜日を利用し、月一回「こどもフリーマーケット」を実施しています。出店希望は市外からもあり、同時に子どもたちも販売活動の楽しさを味わえるなど、活動の成果が見られます。

商店では夫婦が理解と協力し合いながら、お客様との会話を大切に、「笑顔でおもてなし」をモットーに、たくさんの方々に足を運んでもらえる商店街にしたいと願っています。



ス  
お  
テ  
ッ  
カ  
ー  
の  
会  
の

11月11・12日（土、日）には女性の手作り作品の展示、販売を企画していますので、みなさんもぜひ足を運んではいかがでしょうか。

「おかみさん会」会員のみなさん

会長 矢崎 京子さん（ファンシーショップ）

北原 裕子さん（毛糸店）

三沢フサ子さん（たばこ店）



市民の会員と話し合い



こどもフリーマーケット

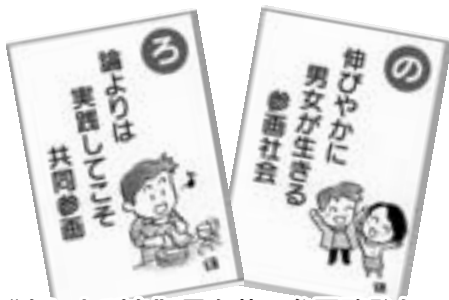
- 防災、地域おこし、まちづくりを男女共同参画で進めましょう。
- 男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針決定に参画できるようにしましょう。
- 男性も女性もさまざまな活動ができるように、社会の制度や慣行について考えてみましょう。

男女共同参画に関するお問い合わせは…総務部企画課（内線1528）

パートナーシップ  
おかや No.8

心豊かな男女共同参画社会の  
実現をめざして





“あいとぴあ” 男女共同参画啓発かるた

# 地域活動に女性の

# とともに歩む社

いきいきと活躍している女性のみなさんを男女

## 三団体をご紹介します 女性消防団員の活躍

岡谷市の女性消防団員数は近隣市町村に比べて多く、男性と共に活発な活動をしています。消防音楽隊として女性が初めて入団したのは昭和56年ですが、それ以降一般団員としても入団が増え、現在35人の女性が活躍しています。

当初は活動も後方支援でしたが、女性たちの頑張りにより、現在はラッパや操法訓練も男性と一緒に大行い大会にも出ています。早朝訓練もありますが、夫婦で団員という人も多く、理解と協力ができ、まさに共同参画です。今では分団の部長として活躍している女性もいます。今回の災害でも積極的に現場で救助活動をしたが、女性だということで危険な現場は避けるよう上司から心遣いもしていただいた様です。一般的に女性は体力面で男性との違いもありますが、女性だからできないということはなく、適性を活かしていくことが大切です。これから更に女性団員が増え、消防署に今後女性の救急救命士が誕生することも期待されます。

- お話をうかがったみなさん
- 消防署 中嶋一雄さん
  - 本部分団 岡田純子さん
  - 第2分団 伊倉幸枝さん
  - 第4分団 北原由紀さん
  - 第4分団 鈴木 恵さん
  - 第10分団 井上淳子さん



防災ふれあいコンサート



ラッパ吹奏大会

## 社会福祉の女性リーダー

現在小口区には女性の社会福祉協議会長がいます。小口区では副会長4名中女性は2名、常任理事7名中女性が4名です。福祉推進委員はすべて女性です。

地区社協では、男女お互いに協力し合いながら、さまざまな福祉活動をしています。

リーダーとなる方はこれまでのように、男性でなければならないということはありません。

同席された副会長さんも、「社協の会長として、女性のきめ細かい目配りも、大切ではないか」と話されました。女性リーダーの育成はもちろん、子育て、介護、災害時の対応などあらゆる地域活動に、男女を問わず参加できるようになることが大切ではないでしょうか。

### 小口区の地域活動

- お話をうかがったみなさん
- 会長 中山さだ子さん
  - 副会長 小松茂一さん



文化の伝承 竹細工作り



大人と子どもの交流